

1 通常練習

(1) 平日の練習

- ① 活動時間は、長くとも2時間程度とし、完全下校時刻を厳守すること。

(2) 土・日（いずれか1日）・祝日の練習

- ① 活動時間は、3時間程度とすること。
- ② 指導者や保護者が主体となっていくこと。
- ③ 大会前日に当たる場合は、練習を行ってもよい。ただし翌月曜日を休養日とするなど休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定すること。また、週当たりの活動時間が16時間程度を基準とすること。（「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン」による）
- ④ 3連休の場合は、必ず1日以上以上の休養日を設定すること。

(3) 夏季休業日

- ① 活動時間は、3時間程度とすること。ただし、熱中症等の危険性が考えられる気象状況下では、練習内容・練習時間及び中止を適切に判断すること。
- ② 指導者、顧問、保護者のいずれかの管理下で活動すること。
- ③ 原則、学校閉庁日を含む学校閉庁期間は部活動を休止とすること。

(4) 冬季休業日、春季休業日

- ① 活動時間は、3時間程度とすること。
- ② 指導者、顧問、保護者のいずれかの管理下で活動すること。
- ③ 帰宅時の危機管理に鑑み、日没を考慮して終了時刻を設定すること。

2 休養日について

- (1) 週当たり2日以上以上の休養日~~を設ける~~こと。その場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上とする。
- (2) 中文連が主催する大会出場を除き、毎月第3日曜日（家庭の日）は、部活動及び発表会を実施しない日、地域行事や催し等へ参加しない日（ノー部活動デー、ノー発表デー）と位置付ける。
- (3) 長期休業日中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、文化部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。

3 合同会について

- (1) 自校会場、及び他会場での実施も含め、土・日のいずれか1日に限定して計画・実施すること。ただし、土・日・祝日等により3連休となる場合は、2日間練習を行ってもよい。ただし、原則として連休最終日を休養日とすること。
- (2) 活動時間は、3時間程度とする。ただし、移動、昼食、準備・片付け、他校活動の参観や鑑賞の時間を除く。
- (3) 次に示す、土・日・祝日、長期休業中の合同活動における基本3事項を遵守して活動すること。

- ① 事前に練習計画書を提出し、校長の許可を得ること。
- ② 保護者に対して十分な説明を行い、理解と了承を得ること。
- ③ 活動時間は、原則として実際の活動時間が3時間程度に収まるように計画すること。

4 大会や地域の行事等への参加

- (1) 中学校文化連盟が主催・共催する大会への参加を基準とすること。
・中学校文化連盟 2回（県中学校総合文化祭等）
- (2) その他の大会や地域の行事、催し等への参加については、異なる大会等や地域の行事、催し等への参加が連続週にわたることがないように精査し、年間の上限を7回程度とすること。
- (3) 事前に実施要項を提出し、校長の許可を得ること。
- (4) 参加する場合は、土・日の2日間ともに終日参加することができるが、2日間ともに参加した場合は、次の日を完全休養日とすること。

5 その他

- (1) 学校部活動と地域クラブ活動が連携して活動した場合も、活動時間は上記の「1の(2)の③」を遵守する。
- (2) 指導に当たっては、「体罰の根絶に向けて一指導者のさらなる向上を図るために」を遵守する。